

## 議案 2

北地区乗合タクシー「あやめ号」の  
運行区域変更及び待合所追加・変更について



## 北地区乗合タクシー「あやめ号」運行実施計画の変更について

### 変更内容

#### 変更1 運行区域の拡大（待合所の新設）

##### 【概要】

運行区域を拡大し、「特定待合所⑦ 古賀総合病院」を新設する。

##### 【理由】

古賀総合病院は池内地区（池内町数太木）に立地しているが、瓜生野地区（上北方）との境界から300メートル程しか離れておらず、また、池内地区と瓜生野地区は古くから垂水公園の維持管理等のために振興会を立ち上げ活動してきた関係の深い地域である。

北地区管内から当該病院に通院する住民は大変多く、福祉・老人団体をはじめ管内の様々な団体等から拡大要望がきているため、運行区域に当該病院の地点（池内町数太木の一部）を追加し、待合所を新設する（別添1「運行区域図」参照）。

#### 変更2 指定地域内の一般待合所の見直し

##### 【概要】

一般待合所の要件を「公的機関、医療機関、スーパー及び医療機関に準ずる（保険者に診療報酬請求ができる）機関」とし、現行の待合所の廃止及び新設を行う。

##### 【理由】

現在、指定地域は県道26号沿いの野首下バス停から岩知野バス停の区間にある公的機関、医療機関、スーパー等となっており、その中で、現在11の事業所が一般待合所として登録されている。

今回、新規で待合所への追加の要望があり、待合所の要件を見直し（整理）することとした。

新設・・・楠元整骨院（医療機関に準ずる機関）

廃止・・・うどん屋どなん コーヒー梵

※これまでに利用実績がないのに加えて、当該地域には、この2か所以外に食堂等が多数あり、公平性を期すには、廃止が適当と判断した。

※上記変更に伴う運賃表は別添2のとおり（報告事項）。

※変更後の「運行実施計画書」は別添3のとおり。

### 変更実施日

令和7年4月1日

新旧対照表

○北地区乗合タクシー「あやめ号」運行実施計画書

改正後	現行
<p>7. 運行区域とコース</p> <p>運行区域は、北地区の全域及び運行上密接不可分な隣接地及び生目地区の大字有田（宮崎市郡医師会病院）と大字浮田（宮崎県農業協同組合生目支店（以下、「JAみやざき生目支店」という。)) <u>並びに大宮地区の池内町数太木の一部（古賀総合病院）</u>とし、別表1のとおりとする。</p> <p>また、運行区域を瓜生野コース、倉岡コースの2つに分け、「各地区と中央指定地域（以下「指定地域）」を結ぶコース」、「各地区と特定待合所を結ぶコース」の運行とし、各コースの構成地区は別表2のとおりとする。</p> <p>8. 指定地域・待合所・停留所</p> <p>第7項並びに第10項に関する指定地域、待合所並びに停留所は、次のとおりとする。</p> <p>指定地域：県道26号宮崎須木線の宮崎交通路線バス「野首下バス停」から「岩知野バス停」間の路線地域とする。</p> <p>待合所：所在地が指定地域の待合所を『一般待合所』、指定地域外の待合所を『特定待合所』とし、<u>一般待合所は、公的機関、医療機関、スーパー及び医療機関に準ずる（保険者に診療報酬請求ができる）機関とする。</u></p> <p>停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。ただし、登録者が利用できる停留所は、原則、自宅前の停留所のみとする。</p> <p>原則、両所のみ乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、待合所・停留所に関係なく指定地域全域で可能とする。</p> <p>『一般待合所』と『特定待合所』の詳細は、別表3のとおりとする。</p>	<p>7. 運行区域とコース</p> <p>運行区域は、北地区の全域及び運行上密接不可分な隣接地及び生目地区の大字有田（宮崎市郡医師会病院）と大字浮田（宮崎県農業協同組合生目支店（以下、「JAみやざき生目支店」という。)) とし、別表1のとおりとする。</p> <p>また、運行区域を瓜生野コース、倉岡コースの2つに分け、「各地区と中央指定地域（以下「指定地域）」を結ぶコース」、「各地区と特定待合所を結ぶコース」の運行とし、各コースの構成地区は別表2のとおりとする。</p> <p>8. 指定地域・待合所・停留所</p> <p>第7項並びに第10項に関する指定地域、待合所並びに停留所は、次のとおりとする。</p> <p>指定地域：県道26号宮崎須木線の宮崎交通路線バス「野首下バス停」から「岩知野バス停」間の路線地域とする。</p> <p>待合所：所在地が指定地域の待合所を『一般待合所』、指定地域外の待合所を『特定待合所』とし、<u>全登録者が利用できることを原則とする。</u></p> <p>停留所：全登録者の自宅前を停留所とする。ただし、登録者が利用できる停留所は、原則、自宅前の停留所のみとする。</p> <p>原則、両所のみ乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、待合所・停留所に関係なく指定地域全域で可能とする。</p> <p>『一般待合所』と『特定待合所』の詳細は、別表3のとおりとする。</p>

改正後

現行

別表1 北地区乗合タクシーあやめ号運行区域

地区	町・大字	
北	大字瓜生野	大字大瀬町
	大字上北方	大字糸原
	大字金崎	大字堤内
	大字吉野	大字広原
生目	大字有田	大字浮田
<u>大宮</u>	<u>池内町数太木の一部</u>	
特例	国富町大字岩知野	

別表1 北地区乗合タクシーあやめ号運行区域

地区	町・大字	
北	大字瓜生野	大字大瀬町
	大字上北方	大字糸原
	大字金崎	大字堤内
	大字吉野	大字広原
生目	大字有田	大字浮田
特例	国富町大字岩知野	

別表2 コース構成地区

瓜生野コース	指定地域※	上北方	柏田	野首竹原田	上村	上野
	柿木原	平松	浦田	上畑④	下畑	
倉岡コース	指定地域※	千代ヶ崎	大瀬町	新町③	糸原	柳瀬①②
	倉岡ニュータウン	金崎	堤内	吉野	六反田	

※指定地域は第8項「指定地域・待合所・停留所」参照

- ①：特定待合所（四季クリニック、森歯科クリニック）を含む
- ②：特定待合所（倉岡郵便局）を含む
- ③：特定待合所（北地域センター、交流センター（旧改善センター））を含む
- ④：特定待合所（エコクリーンほがらか湯）を含む
- ⑤：特定待合所（宮崎市郡医師会病院）を含む
- ⑥：特定待合所（JAみやざき生目支店）を含む
- ⑦：特定待合所（古賀総合病院）を含む

別表2 コース構成地区

瓜生野コース	指定地域※	上北方	柏田	野首竹原田	上村	上野
	柿木原	平松	浦田	上畑④	下畑	
倉岡コース	指定地域※	千代ヶ崎	大瀬町	新町③	糸原	柳瀬①②
	倉岡ニュータウン	金崎	堤内	吉野	六反田	

※指定地域は第8項「指定地域・待合所・停留所」参照

- ①：特定待合所（四季クリニック、森歯科クリニック）を含む
- ②：特定待合所（倉岡郵便局）を含む
- ③：特定待合所（北地域センター、交流センター（旧改善センター））を含む
- ④：特定待合所（エコクリーンほがらか湯）を含む
- ⑤：特定待合所（宮崎市郡医師会病院）を含む
- ⑥：特定待合所（JAみやざき生目支店）を含む

別表3 待合所

区分	No.	事業所名	所在地	地区名	連絡先
一般待合所	1	宮崎瓜生野郵便局	瓜生野1926-2	野首・竹原田	41-1442
	2	ごちそうマルシェ サンリッチ	瓜生野2264-3	上野	41-1070
	3	宮崎市北地区地域包括支援センター	瓜生野2286-1	上野	36-0903
	4	たなか内科	瓜生野2287-59	上野	41-2300
	5	<u>補元整骨院</u>	<u>瓜生野2994-3</u>	<u>上野</u>	<u>41-3823</u>
	6	セブンイレブン大瀬町店	大瀬町2446-1	柿木原	41-3323
	7	おおせくじら歯科	大瀬町2331	上野	41-3231
	8	杉尾青果	大瀬町2330	上野	41-0177
	9	増田病院	大瀬町2176-1	大瀬町	41-1234
	10	けいめい記念病院	国富町大字岩知野762	国富町	75-7007
	11	県道26号宮崎須木線の宮崎交通野首下バス停から岩知野バス停間のバス停			
特定待合所	特①	四季クリニック	金崎1455-1	柳瀬	41-3011
		森歯科クリニック	糸原250	柳瀬	36-0627
	特②	倉岡郵便局	糸原436-2	柳瀬	41-0042
	特③	北地域センター	瓜生野3909-40	新町	41-1111
		北地区交流センター (旧西部地区農村環境改善センター)	瓜生野3909	新町	30-3017
	特④	エコクリーンほがらか湯	大瀬町6176-8	上畑	30-6228
	特⑤	宮崎市郡医師会病院	有田1173	有田	77-9101
特⑥	JAみやざき生目支店	浮田3142	浮田	48-1131	
特⑦	<u>古賀総合病院</u>	<u>池内町数太木1749-1</u>	<u>池内</u>	<u>39-8888</u>	

別表3 待合所

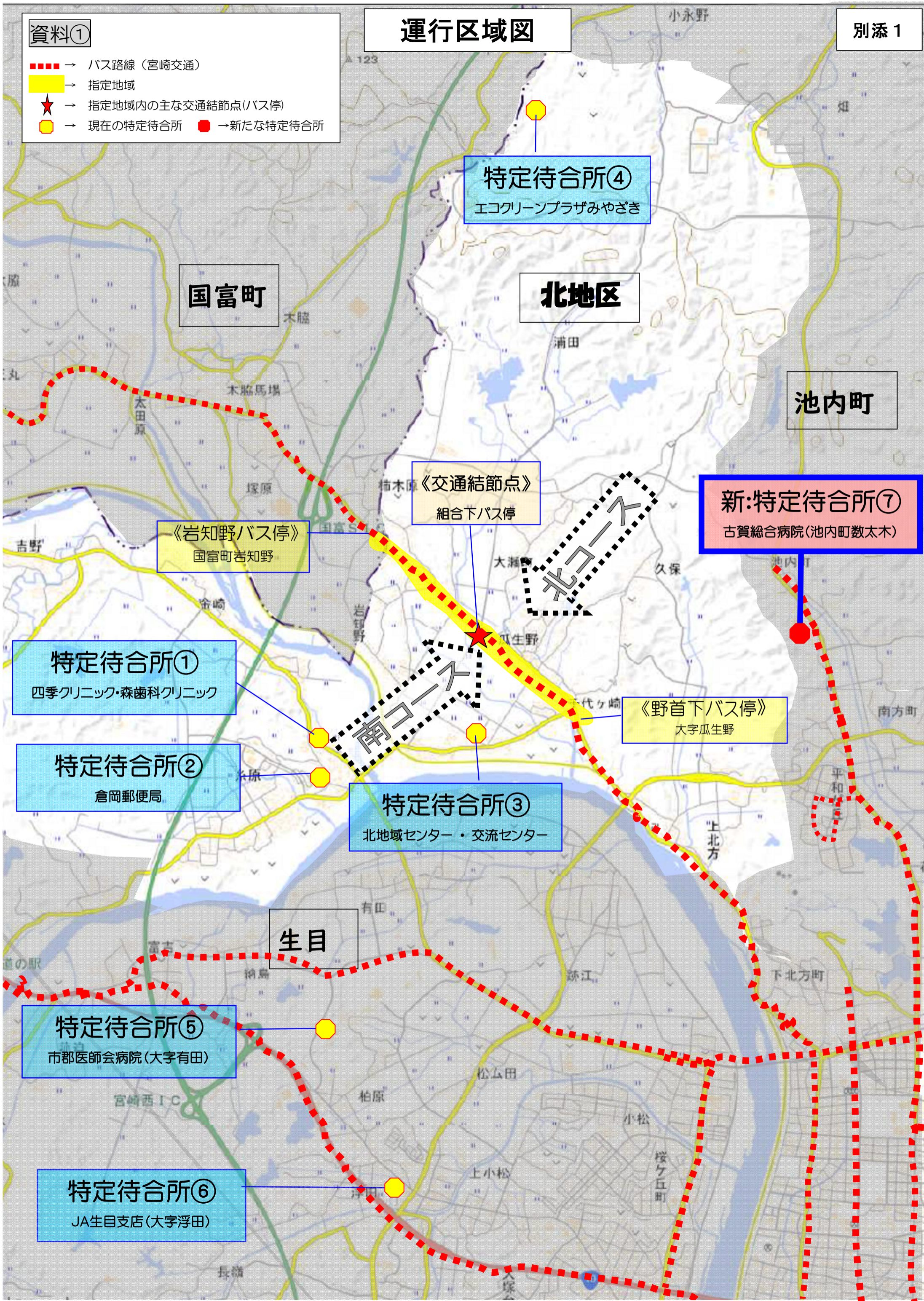
区分	No.	事業所名	所在地	地区名	連絡先
一般待合所	1	宮崎瓜生野郵便局	瓜生野1926-2	野首・竹原田	41-1442
	2	ごちそうマルシェ サンリッチ	瓜生野2264-3	上野	41-1070
	3	宮崎市北地区地域包括支援センター	瓜生野2286-1	上野	36-0903
	4	たなか内科	瓜生野2287-59	上野	41-2300
	5	セブンイレブン大瀬町店	大瀬町2446-1	柿木原	41-3323
	6	おおせくじら歯科	大瀬町2331	上野	41-3231
	7	杉尾青果	大瀬町2330	上野	41-0177
	8	増田病院	大瀬町2176-1	大瀬町	41-1234
	9	<u>コーヒー荘</u>	<u>大瀬町1680-3</u>	<u>柿木原</u>	<u>41-0322</u>
	10	<u>どなん</u>	<u>大瀬町1677-1</u>	<u>柿木原</u>	<u>41-2223</u>
	11	けいめい記念病院	国富町大字岩知野762	国富町	75-7007
	12	県道26号宮崎須木線の宮崎交通野首下バス停から岩知野バス停間のバス停			
特定待合所	特①	四季クリニック	金崎1455-1	柳瀬	41-3011
		森歯科クリニック	糸原250	柳瀬	36-0627
	特②	倉岡郵便局	糸原436-2	柳瀬	41-0042
	特③	北地域センター	瓜生野3909-40	新町	41-1111
		北地区交流センター (旧西部地区農村環境改善センター)	瓜生野3909	新町	30-3017
	特④	エコクリーンほがらか湯	大瀬町6176-8	上畑	30-6228
	特⑤	宮崎市郡医師会病院	有田1173	有田	77-9101
特⑥	JAみやざき生目支店	浮田3142	浮田	48-1131	

資料①

- バス路線 (宮崎交通)
- 指定地域
- ★ → 指定地域内の主な交通結節点(バス停)
- → 現在の特定待合所    ● → 新たな特定待合所

運行区域図

別添 1



特定待合所④

エコグリーンプラザみやざき

国富町

北地区

池内町

《交通結節点》

組合下バス停

新:特定待合所⑦

古賀総合病院(池内町数太木)

《岩知野バス停》

国富町岩知野

特定待合所①

四季クリニック・森歯科クリニック

特定待合所②

倉岡郵便局

特定待合所③

北地域センター・交流センター

《野首下バス停》

大字瓜生野

生目

特定待合所⑤

市郡医師会病院(大字有田)

特定待合所⑥

JA生目支店(大字浮田)

No.	自治会	住所	特定⑦				
			古賀総合病院				
			距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃
乗合いによる運賃減額（-200円基本：最低 料金100円設定により一部-100円）⇒						-200 又は -100	
1	指定地域(★基準地点) (大瀬町2330-1先:交差点中心)		4.5	1,730	600	400	2,730
2	上野	瓜生野2570-2	4.0	1,570	500	300	2,570
3	野首竹原田	瓜生野2232-3	4.1	1,570	500	300	2,570
4	平松	大瀬町5453	3.3	1,330	400	200	2,330
5	柿木原	大瀬町2056	4.4	1,730	600	400	2,730
6	上村	瓜生野780	2.7	1,170	400	200	2,170
7	浦田	瓜生野4599	4.4	1,730	600	400	2,730
8	柏田	瓜生野98-1	3.1	1,330	400	200	2,330
9	上北方	上北方762-1	2.6	1,170	400	200	2,170
10	上畑	大瀬町4441-1	6.7	2,370	800	600	3,370
11	下畑	広原4539	4.9	1,810	600	400	2,810
12	大瀬町	大瀬町819-1	5.6	2,050	700	500	3,050
13	新町	瓜生野3909 (交流センター使用)	4.8	1,810	600	400	2,810
14	千代ヶ崎	瓜生野3197-2	4.5	1,730	600	400	2,730
15	柳瀬	糸原419	6.3	2,290	800	600	3,290
16	倉新岡 ニュータウン	糸原2041-6	6.6	2,370	800	600	3,370
17	糸原	糸原2552-1	7.2	2,530	900	700	3,530
18	金崎	金崎582	8.2	2,850	1,000	800	3,850
19	六反田	糸原4623 (宮崎刑務所)	8.3	2,850	1,000	800	3,850
20	吉野	吉野112	9.4	3,250	1,100	900	4,250
21	堤内	堤内147	9.6	3,250	1,100	900	4,250

## 令和7年度 北地区乗合タクシー「あやめ号」運行実施計画書

## 1. 運行目的

北地域自治区は、県道宮崎須木線で宮崎交道路線バスが運行されているのみで、本線周辺以外の地域においては交通の利便性が非常に悪い地域となっている。このような地域の交通の不便を解消することを目的に、北地区乗合タクシー「あやめ号」（以下「あやめ号」）を導入し、地域住民に親しまれる公共交通を目指すとともに、高齢者等が安全安心に生活できる地域を目指すものである。

## 2. 実施団体

あやめ号は、地域内の各種団体で構成された北地区あやめ号運行協議会（以下「運行協議会」）が、運行業務を「5. 事業受託者」に該当するタクシー事業者（以下「事業受託者」）に委託し実施する。

## 3. 事務所

運行協議会の事務所は宮崎市大字瓜生野3909番地40（宮崎市北地域センター内）に置く。

## 4. 事業財源

事業財源は、運行協議会構成団体による拠出金、協力団体（企業）からの寄付金、登録者からの登録料及び利用料（運賃）、更に宮崎市からの補助金とする。

## 5. 事業受託者

事業受託者は、次の条件を満たすタクシー事業者とする。

- ① 「あやめ号」の趣旨に賛同し、「16. 委託料（契約運賃）」での受託が可能なこと。
- ② 運行開始までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可が取得可能なこと。
- ③ 運行日の運行時間帯には常に運行可能な小型車を2台以上確保できること。

## 6. 運行期間

運行期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

## 7. 運行区域とコース

運行区域は、北地区の全域及び運行上密接不可分な隣接地及び生目地区の大字有田（宮崎市郡医師会病院）と大字浮田（宮崎県農業協同組合生目支店（以下、「JAみやざき生目支店」という。））並びに大宮地区の池内町数太木の一部（古賀総合病院）とし、別表1のとおりとする。

また、運行区域を瓜生野コース、倉岡コースの2つに分け、「各地区と中央指定地域（以下「指定地域」）を結ぶコース」、「各地区と特定待合所を結ぶコース」の運行とし、各コースの構成地区は別表2のとおりとする。

## 8. 指定地域・待合所・停留所

第7項並びに第10項に関する指定地域、待合所並びに停留所は、次のとおりとする。

指定地域：県道26号宮崎須木線の宮崎交道路線バス「野首下バス停」から「岩知野バス停」間の路線地域とする。

待 合 所：所在地が指定地域の待合所を『一般待合所』、指定地域外の待合所を『特定待合所』とし、一般待合所は、公的機関、医療機関、スーパー及び医療機関に準ずる（保険者に診療報酬請求ができる）機関とする。

停 留 所：全登録者の自宅前を停留所とする。ただし、登録者が利用できる停留所は、原則、自宅前の停留所のみとする。



原則、両所のみ乗降可能とする。ただし、『上り便』の降車は、待合所・停留所に関係なく指定地域全域で可能とする。

『一般待合所』と『特定待合所』の詳細は、別表3のとおりとする。

## 9. 運行日

運行日は、祝日を含む月曜日から土曜日までの週6日とする。

## 10. 運行便

あやめ号には、『上り便』と『下り便』を設ける。基本的に、『上り便』は各地区から指定地域または特定待合所に向かう便、『下り便』は一般待合所又は特定待合所から各地区に向かう便とするが、乗合いとなる場合には合理的な運行ルートを作成し、この区別にとられないものとする。

1日の運行便数は、『上り便』『下り便』とも24便とし、それぞれの出発時刻(ダイヤ)は別表4のとおりとする。ただし、『上り便』『下り便』とも予約が無い場合には、運休とする。

## 11. 利用者

利用者は、北地域自治区内に居住する年齢が6歳(就学児)以上の者とする。ただし、タクシーの乗り降りに介助者の必要な者は、介助者(有料)が同乗することにより利用可能とし、介助者の登録は不問とする。なお、未就学児は、保護者等の利用者に同伴した場合に利用できるものとする。

## 12. 利用者登録

利用者は、事前に運行協議会に登録しなければならない。また、運行協議会は登録者に対し、登録終了後速やかに登録証を交付しなければならない。

## 13. 登録手続き

登録手続は、次のとおりとする。

- ① 登録希望者は、一般登録申請書(様式1)を運行協議会に提出し、併せて登録料を納付する。登録料は、原則第1回目の登録時に限り納付するものとし、世帯内希望者が1人の場合は500円、2人以上の場合は800円とする。ただし、第1回目登録者1名から2名以上に変更の場合は、変更届提出時に300円を納付する。
- ② 病気や怪我等により一定期間(1年以内)利用する場合には、期間限定登録申請書(様式2)を提出し、併せて登録料300円を納付する。
- ③ 期間限定登録者が利用期間終了後も引き続き北地区あやめ号を利用する場合には、記載事項変更届と併せて、登録料200円を追加納付する。
- ④ 記載事項に変更が生じた場合には、記載事項変更届(様式3)を提出する。
- ⑤ 運行協議会は、登録手続完了者に対して仮登録証(様式4)を貸与し、その後登録証(様式5)を(期間限定登録者には期間限定登録証(様式6)を)速やかに交付する。
- ⑥ 仮登録証の貸与を受けた登録者は、登録証が届き次第仮登録証を自身で処分するか、運行協議会に返却しなければならない。

## 14. 登録解除

登録者が次の要件に該当する場合、運行協議会は登録を解除することができる。その場合、原則として登録料は返還しないものとする。

- ① 登録者が死亡した場合。
- ② 登録者から解除の願いが出された場合。
- ③ 虚偽の申告によって登録を行った場合。
- ④ 登録者が同乗者に迷惑をかける行為や乗務員の指示に従わない行為を繰り返した場合。
- ⑤ 運行協議会が登録者としてふさわしくないと判断した場合。

## 15. 利用者運賃

利用者の運賃は地区ごとに定額とし、※北地区独自補助（100円/人）を適用して、基準地から各自治公民館までの距離に応じて200円から1,100円までの10段階とする。また、同一便に2人以上乗車する場合は200円引き（一部100円引き）とする。

地区別の利用者運賃は、別表5のとおりとする。

利用者運賃は、現金もしくは運行協議会の発行する利用券（様式7）による支払いとし、1乗車ごとに乗務員に支払うものとする。また、クレジットカードやタクシー券等での支払いはできないものとする。

利用者に同伴する1歳未満の小児については無料とする。未就学児（1歳から6歳）については1人までは無料とし、2人目以上は、各1人分の運賃を支払うものとする。

※北地区独自補助とは、地元協賛金等を原資とした補助制度のことをいう。

## 16. 委託料（契約運賃）

委託料（契約運賃）は地区ごとに定額とし、同一便を2名以上で利用する場合には、最初の出発地区から最終到着地区までの運賃を委託料とする。地区別の契約運賃額は、別表5のとおりとする。

## 17. 使用車両・乗車定員

使用車両は小型車とし、乗車定員は3名（希望があった場合は4名）とする。また、利用者が定員を上回った場合には新たに車両を追加するが、利用者から4名乗車の希望があった場合には4名を定員とする。

## 18. 事前予約

利用者は、必ず事前に利用の予約をしなければならない。

予約受付は、『上り便』『下り便』ともに、利用する日の7日前の午前8時から、利用前日の午後3時までとする。ただし、月曜日の利用は前の週の土曜日の午後3時までとする。

予約方法は、運行営業所に電話もしくは乗務員を通して行い、「登録番号」「氏名」「利用日時」「行先」を伝える。

## 19. 利用方法

利用者は、交付された「登録証」を携帯し、出発時刻には速やかに出発できるように玄関・施設入口等の外側で待機する。

上り便において、乗合いの運行等で予約時刻に変更が生じる場合には、出発の30分前までに運行営業所から利用者に連絡がある。

## 20. 予約のキャンセル

利用者は、予約後に変更やキャンセルが発生した場合には、速やかに運行営業所に連絡（出発時刻の1時間前まで）する。その場合のキャンセル料は発生しない。

また、予約時間までに乗車がない場合には、運行に支障をきたすためキャンセルと判断し、乗車がなくても出発する。

なお、キャンセルが発生した場合の取り扱いは、次のとおりとする。

○ 前日の午後3時までにキャンセルの連絡があった場合

【同乗者がいない場合】

運行計画作成前であるため、利用者運賃及び委託料は発生しない。

【同乗者がいる場合】

キャンセル者の予約はなかったものとして、乗車した利用者に対するその分の割引料金は適用しない。委託料は、乗車した利用者分の委託料とする。

- 前日の午後3時以降、出発の1時間前までにキャンセルの連絡があった場合
  - 【同乗者がいない場合】
 

車両が運行の準備に入っていない（営業所を出発していない）ため、利用者運賃及び委託料については発生しない。
  - 【同乗者がいる場合】
 

乗車した利用者に対しては、キャンセルが無かったものとして割引料金を適用し、委託料は、キャンセル者を除く利用者の最初の出発地区から最終到着地区までの運賃とする。

ただし、同一世帯の者がキャンセルする場合や、割引きを受けるため故意に同乗の予約とキャンセルをしたと認められる場合は、利用者の運賃の同乗割引は適用しない。
- 出発1時間前までにキャンセルの連絡がなく、利用もない場合
  - 【同乗者がいない場合】
 

利用があったものとみなし、運行協議会はキャンセル者の居住地区に基づく委託料を事業受託者へ支払う。
  - 【同乗者がいる場合】
 

乗車した利用者に対しては、キャンセルが無かったものとして割引料金を適用し、委託料は利用者とキャンセル者を含めた運行計画の最初の出発地区から最終到着地区までの運賃とする。

ただし、同一世帯の者がキャンセルする場合や、割引きを受けるため故意に同乗の予約とキャンセルをしたと認められる場合は、利用者の運賃の同乗割引は適用しない。

## 2.1. 運行営業所

運行営業所は、事業受託者の営業所とし業務内容は次のとおりとする。

- ① 運行営業所は、利用者からの予約を受けて配車計画表（様式8）を作成し、『安全』『正確』『迅速』をモットーに運行業務を遂行する。
- ② 運行営業所は、運行モットー及び乗合タクシー業務を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- ③ 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに運転日誌（様式9）を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に、運行業務に支障がない範囲で協力する。
- ④ 運行営業所の乗務員が利用者から予約を受けた場合は、遅延なく運行営業所にその旨を連絡する。

## 2.2. 運行状況の報告

事業受託者は、毎月5日（休日等の場合は翌日）までに、前月の運行状況を運行協議会に報告（様式10）しなければならない。この場合、運転日誌の写しによる報告でも可とする。

また、これに拘らず運行協議会が求めた場合には、運行協議会に報告しなければならない。

報告の方法については、FAXや電子メールでも可とする。

## 2.3. 委託料の請求・支払い

事業受託者は、毎月5日（休日等の場合は翌日）までに、前月分の請求書（様式11）及び運行明細書（様式12）を運行協議会に提出する。

運行協議会は、提出された請求書及び運行明細書を精査し、毎月15日（金融機関休日の場合は前日）までに口座振込によって支払うものとする。ただし、支払金額はすでに利用者が納めた運賃と振込手数料を差し引いた金額とする。

## 2.4. 委任

この運行計画に定めるもののほか、北地区あやめ号の運行に必要な事項は、運行協議会が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）を適用する。

別表1 北地区乗合タクシーあやめ号運行区域

地区	町・大字	
北	大字瓜生野	大字大瀬町
	大字上北方	大字糸原
	大字金崎	大字堤内
	大字吉野	大字広原
生目	大字有田	大字浮田
<u>大宮</u>	<u>池内町数太木の一部</u>	
特例	国富町大字岩知野	

別表2 コース構成地区

瓜生野 コース	指定地域※	上北方	柏田	野首竹原田	上村	上野
	柿木原	平松	浦田	上畑④	下畑	
倉岡 コース	指定地域※	千代ヶ崎	大瀬町	新町③	糸原	柳瀬①②
	倉岡 ニュータウン	金崎	堤内	吉野	六反田	

※指定地域は第8項「指定地域・待合所・停留所」参照

- ①：特定待合所（四季クリニック、森歯科クリニック）を含む
- ②：特定待合所（倉岡郵便局）を含む
- ③：特定待合所（北地域センター、交流センター（旧改善センター））を含む
- ④：特定待合所（エコクリーンほがらか湯）を含む
- ⑤：特定待合所（宮崎市郡医師会病院）を含む
- ⑥：特定待合所（JAみやざき生目支店）を含む
- ⑦：特定待合所（古賀総合病院）を含む

別表3 待合所

区分	No.	事業所名	所在地	地区名	連絡先
一般待合所	1	宮崎瓜生野郵便局	瓜生野1926-2	野首・竹原田	41-1442
	2	ごちそうマルシェ サンリッチ	瓜生野2264-3	上野	41-1070
	3	宮崎市北地区地域包括支援センター	瓜生野2286-1	上野	36-0903
	4	たなか内科	瓜生野2287-59	上野	41-2300
	5	楠元整骨院	瓜生野2994-3	上野	41-3823
	6	セブンイレブン大瀬町店	大瀬町2446-1	柿木原	41-3323
	7	おおせくじら歯科	大瀬町2331	上野	41-3231
	8	杉尾青果	大瀬町2330	上野	41-0177
	9	増田病院	大瀬町2176-1	大瀬町	41-1234
	10	けいめい記念病院	国富町大字岩知野762	国富町	75-7007
	11	県道26号宮崎須木線の宮崎交通野首下バス停から岩知野バス停間のバス停			
特定待合所	特①	四季クリニック	金崎1455-1	柳瀬	41-3011
		森歯科クリニック	糸原250	柳瀬	36-0627
	特②	倉岡郵便局	糸原436-2	柳瀬	41-0042
	特③	北地域センター	瓜生野3909-40	新町	41-1111
		北地区交流センター (旧西部地区農村環境改善センター)	瓜生野3909	新町	30-3017
	特④	エコクリーンほがらか湯	大瀬町6176-8	上畑	30-6228
	特⑤	宮崎市郡医師会病院	有田1173	有田	77-9101
	特⑥	J Aみやざき生目支店	浮田3142	浮田	48-1131
特⑦	古賀総合病院	池内町数太木1749-1	池内	39-8888	

別表4 出発時刻

上り便 下り便	7:00 ~ 18:30 上り便、下り便それぞれ30分間隔での運行					
	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30
	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30
	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30
	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30

※それぞれの出発時刻は、最初に乗車する人の待合所、若しくは停留所の出発時刻とする。

別表5 地区別利用者運賃・契約運賃表

No.	自治会	住所	指定地域(★)					特定①					特定②					特定③				
								四季クリニック 森歯科クリニック					倉岡郵便局					地域センター 交流センター				
			距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃
乗合いによる運賃減額 (-200円基本: 最低料金100円設定により一部-100円)⇒ 又は -100																						
1		指定地域(★基準地点) (大瀬町2330-1先:交差点中心)					2.0	930	300	100	1,930	2.0	930	300	100	1,930	1.3	770	200	100	1,770	
2	上野	瓜生野2570-2	0.6	610	200	100	1,610	2.8	1,170	400	200	2,170	2.6	1,170	400	200	2,170	0.9	610	200	100	1,610
3	野首竹原田	瓜生野2232-3	0.9	610	200	100	1,610	2.9	1,250	400	200	2,250	2.9	1,250	400	200	2,250	1.0	690	200	100	1,690
4	平松	大瀬町5453	1.1	690	200	100	1,690	3.1	1,330	400	200	2,330	3.1	1,330	400	200	2,330	3.1	1,330	400	200	2,330
5	柿木原	大瀬町2056	1.2	690	200	100	1,690	3.3	1,330	400	200	2,330	3.2	1,330	400	200	2,330	2.6	1,170	400	200	2,170
6	上村	瓜生野780	2.1	1,010	300	100	2,010	4.1	1,570	500	300	2,570	4.1	1,570	500	300	2,570	2.2	1,010	300	100	2,010
7	浦田	瓜生野4599	2.4	1,090	400	200	2,090	4.5	1,730	600	400	2,730	4.4	1,730	600	400	2,730	3.8	1,490	500	300	2,490
8	柏田	瓜生野98-1	2.5	1,090	400	200	2,090	3.9	1,570	500	300	2,570	4.5	1,730	600	400	2,730	2.4	1,090	400	200	2,090
9	上北方	上北方762-1	3.4	1,410	500	300	2,410	4.6	1,730	600	400	2,730	5.4	1,970	700	500	2,970	3.0	1,250	400	200	2,250
10	上畑	大瀬町4441-1	5.5	2,050	700	500	3,050	7.6	2,690	900	700	3,690	7.5	2,610	900	700	3,610	6.8	2,450	900	700	3,450
11	下畑	広原4539	6.5	2,370	800	600	3,370	8.5	2,930	1,000	800	3,930	8.5	2,930	1,000	800	3,930	7.8	2,690	900	700	3,690
12	大瀬町	大瀬町819-1	1.2	690	200	100	1,690	1.6	850	300	100	1,850	1.6	850	300	100	1,850	1.0	690	200	100	1,690
13	新町	瓜生野3909 (交流センター使用)	1.3	770	200	100	1,770	1.6	850	300	100	1,850	1.6	850	300	100	1,850	0.0	610	200	100	1,610
14	千代ヶ崎	瓜生野3197-2	1.4	770	200	100	1,770	2.3	1,090	400	200	2,090	2.3	1,090	400	200	2,090	0.8	610	200	100	1,610
15	柳瀬	系原419	2.0	930	300	100	1,930	0.8	610	200	100	1,610	0.3	610	200	100	1,610	1.6	850	300	100	1,850
16	倉岡 ニュータウン	系原2041-6	2.4	1,090	400	200	2,090	1.2	690	200	100	1,690	0.4	610	200	100	1,610	2.0	930	300	100	1,930
17	糸原	系原2552-1	2.8	1,170	400	200	2,170	1.7	850	300	100	1,850	0.9	610	200	100	1,610	2.4	1,090	400	200	2,090
18	金崎	金崎582	4.2	1,650	600	400	2,650	2.1	1,010	300	100	2,010	2.4	1,090	400	200	2,090	3.7	1,490	500	300	2,490
19	六反田	系原4623 (宮崎刑務所)	4.2	1,650	600	400	2,650	3.1	1,330	400	200	2,330	2.3	1,090	400	200	2,090	3.7	1,490	500	300	2,490
20	吉野	吉野112	5.2	1,970	700	500	2,970	3.2	1,330	400	200	2,330	3.4	1,410	500	300	2,410	4.7	1,810	600	400	2,810
21	堤内	堤内147	5.4	1,970	700	500	2,970	3.4	1,410	500	300	2,410	3.6	1,410	500	300	2,410	4.9	1,810	600	400	2,810

No.	自治会	住所	特定④					特定⑤					特定⑥					特定⑦				
			エコクリーンほがらか湯					市郡医師会病院					JAみやざき生目支店					古賀総合病院				
			距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃	距離 km	通常 運賃	利用者 運賃	2人以上 乗合	契約 運賃
乗合いによる運賃減額 (-200円基本: 最低料金100円設定により一部-100円)⇒ 又は -100																						
1		指定地域(★基準地点) (大瀬町2330-1先:交差点中心)	5.8	2,130	700	500	3,130	4.6	1,730	600	400	2,730	5.8	2,130	700	500	3,130	4.5	1,730	600	400	2,730
2	上野	瓜生野2570-2	6.4	2,290	800	600	3,290	5.4	1,970	700	500	2,970	5.5	2,050	700	500	3,050	4.0	1,570	500	300	2,570
3	野首竹原田	瓜生野2232-3	6.7	2,370	800	600	3,370	5.5	2,050	700	500	3,050	5.6	2,050	700	500	3,050	4.1	1,570	500	300	2,570
4	平松	大瀬町5453	6.1	2,210	800	600	3,210	5.7	2,050	700	500	3,050	6.9	2,450	900	700	3,450	3.3	1,330	400	200	2,330
5	柿木原	大瀬町2056	5.0	1,890	600	400	2,890	5.9	2,130	700	500	3,130	7.1	2,530	900	700	3,530	4.4	1,730	600	400	2,730
6	上村	瓜生野780	7.5	2,610	900	700	3,610	6.7	2,370	800	600	3,370	6.7	2,370	800	600	3,370	2.7	1,170	400	200	2,170
7	浦田	瓜生野4599	4.1	1,570	500	300	2,570	7.1	2,530	900	700	3,530	8.3	2,850	1,000	800	3,850	4.4	1,730	600	400	2,730
8	柏田	瓜生野98-1	10.0	3,410	1,100	900	4,410	5.3	1,970	700	500	2,970	4.5	1,730	600	400	2,730	3.1	1,330	400	200	2,330
9	上北方	上北方762-1	10.3	3,490	1,100	900	4,490	5.8	2,130	700	500	3,130	5.1	1,890	600	400	2,890	2.6	1,170	400	200	2,170
10	上畑	大瀬町4441-1	3.4	1,410	500	300	2,410	10.2	3,490	1,100	900	4,490	11.4	3,810	1,100	900	4,810	6.7	2,370	800	600	3,370
11	下畑	広原4539	4.3	1,650	600	400	2,650	11.1	3,730	1,100	900	4,730	12.3	4,130	1,100	900	5,130	4.9	1,810	600	400	2,810
12	大瀬町	大瀬町819-1	6.0	2,210	800	600	3,210	4.2	1,650	600	400	2,650	5.4	1,970	700	500	2,970	5.6	2,050	700	500	3,050
13	新町	瓜生野3909 (交流センター使用)	7.1	2,530	900	700	3,530	4.2	1,650	600	400	2,650	5.4	1,970	700	500	2,970	4.8	1,810	600	400	2,810
14	千代ヶ崎	瓜生野3197-2	7.2	2,530	900	700	3,530	4.9	1,810	600	400	2,810	5.2	1,970	700	500	2,970	4.5	1,730	600	400	2,730
15	柳瀬	系原419	7.8	2,690	900	700	3,690	3.4	1,410	500	300	2,410	4.6	1,730	600	400	2,730	6.3	2,290	800	600	3,290
16	倉岡 ニュータウン	系原2041-6	8.2	2,850	1,000	800	3,850	3.8	1,490	500	300	2,490	5.0	1,890	600	400	2,890	6.6	2,370	800	600	3,370
17	糸原	系原2552-1	8.6	2,930	1,000	800	3,930	4.2	1,650	600	400	2,650	5.4	1,970	700	500	2,970	7.2	2,530	900	700	3,530
18	金崎	金崎582	10.0	3,410	1,100	900	4,410	5.6	2,050	700	500	3,050	6.8	2,450	900	700	3,450	8.2	2,850	1,000	800	3,850
19	六反田	系原4623 (宮崎刑務所)	10.0	3,410	1,100	900	4,410	5.6	2,050	700	500	3,050	6.8	2,450	900	700	3,450	8.3	2,850	1,000	800	3,850
20	吉野	吉野112	10.9	3,650	1,100	900	4,650	6.5	2,370	800	600	3,370	7.7	2,690	900	700	3,690	9.4	3,250	1,100	900	4,250
21	堤内	堤内147	11.2	3,730	1,100	900	4,730	6.7	2,370	800	600	3,370	7.9	2,770	1,000	800	3,770	9.6	3,250	1,100	900	4,250